

秋田市告示第137号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和5年4月10日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
株式会社ニチ イ学館	ニチイケア センター御 所野	秋田市御所野元 町三丁目3番3 号	令和5年 3月31日	福祉用具貸与、 介護予防福祉 用具貸与、特定 福祉用具販売、 特定介護予防 福祉用具販売
社会福祉法人 秋田市社会福 祉協議会	秋田市社協 居宅介護支 援せせらぎ 事業所	秋田市河辺三内 字外川原34番地 2	令和5年 3月31日	居宅介護支援
株式会社虹の 街	株式会社虹 の街秋田営 業所	秋田市牛島西一 丁目3番8号	令和5年 3月31日	居宅介護支援
社会福祉法人 はまなす会	ケアサポー トぬくもり 山王	秋田市川尻町字 大川反233番地 59	令和5年 3月31日	居宅介護支援